

千葉県開発審査会提案基準 新旧対照表

旧				新			
	提案基準	基準内容	留意事項		提案基準	基準内容	留意事項
13	大規模既存集落(指定既存集落)内の小規模開発等	2 分家住宅について (略) (1) 申請者は従前同一世帯構成員として2年以上の同居の事実がある者で、分家する合理的な理由があること。 (2)~(7)略	(2)略	13	大規模既存集落(指定既存集落)内の小規模開発等	2 分家住宅について (略) (1) 申請者は、 <u>線引前から引き続き指定既存集落にその生活の本拠を有している世帯又は当該世帯から分家住宅として開発許可を受けた世帯(これらに関する子孫の世帯を含む。)</u> から分家する者、 <u>かつ</u> 、従前同一世帯構成員として2年以上の同居の事実がある者で、分家する合理的な理由があること。 (2)~(7)略	(2)略